

鎌倉市緑の基本計画



平成18年7月

鎌倉市

はじめに

この緑の基本計画では、第Ⅰ編の「緑の基本計画がめざす鎌倉市の緑」で鎌倉市のめざすべき緑についての考え方を示し、第Ⅱ編の「緑の基本計画実現の施策展開」で計画実現に必要な施策展開の方向性を示しています。

鎌倉市は、平成 8 年に全国に先駆けて緑の基本計画を策定し、それまで積み重ねてきた緑化施策の考え方の継承、推進プログラムに基づく施策推進の進行管理、鎌倉市緑政審議会からの答申・意見の緑政への反映などを通して、計画実現に向けた多くの取り組みを進めてきました。

その結果、市民はもとより、国・神奈川県などの関係機関の理解と協力を得ることにより、永年の主要課題であった市街化区域内の三大緑地の保全に道筋を付けたことをはじめ、重要性の高い緑地や主要公園の整備の推進など、大きな成果をあげることができました。

このたび、定期的な見直しの時期を迎え、これまでの施策展開状況や都市緑地法の改正などを勘案して、計画の基本理念など、従前の「緑の基本計画」の基本的な方針を継承する中で、計画の実現に向けた施策展開の内容に重点を置いた改訂を行いました。

見直しにあたり、これまでの目標達成状況を明らかにしたうえで、計画実現に必要な施策展開の検討を行いました。その検討にあたっては、鎌倉市緑政審議会学識経験者委員からの専門的な助言と市民からの意見を反映しています。本年 3 月 30 日には、見直しの結果作成された緑の基本計画案について鎌倉市緑政審議会に諮問し、同審議会から 5 月 19 日に得られた答申に沿って、その内容を確定しました。

今回、鎌倉市は、緑の環境をより良い方向に改善していくために、市民・企業・行政が効果的に連携して、樹林地・都市公園・市街地の緑などを、多面的機能を有する質の高い緑の資源として保全・整備・創造し、管理・運営していく考え方として「グリーン・マネジメント^{※1}」を取り入れて提案しています。

これは、緑の機能が最大限に発揮されるよう、PDCA サイクル（Plan 計画・Do 実行・Check 評価・Action 改善）に配慮して、持続的な施策の推進を図っていきたく考えたもので、この計画書では、従前の計画の実現に向けた多くの取り組みや実施の状況を評価し、その内容を見直すことにより改善し、施策展開に重点を置いた計画を示しています。

鎌倉市は、市民憲章で「鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任を持って後世に伝える」ことをうたい、今、世界遺産への登録をめざしておりますが、折しも、本年は古都保存法^{※2}制定 40 周年を迎えます。緑に対する市民の意識の高さは、古都保存法制定はじめ、鎌倉市の緑豊かな都市形成に大きく寄与しています。

鎌倉市は、この緑の基本計画に沿って、市民とともに、緑豊かな都市環境の形成と市民の安全・快適な生活の確保につながる緑化施策を、今後も引き続き推進し、緑の基本計画実現に努めていきます。

平成 18 年 7 月

鎌 倉 市

^{※1} 「グリーン・マネジメント」については、第Ⅱ編第 1 章で記述しています。

^{※2} 「古都保存法」は、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」のことです。

目次

はじめに

序章

(1) 緑の基本計画の特徴	2
(2) 緑の基本計画改訂の趣旨	2
(3) 緑の基本計画の位置付けと経過	5
(4) 計画フレーム	6
(5) 計画期間	6

第 I 編 緑の基本計画がめざす鎌倉市の緑

第 1 章 鎌倉市の都市特性と緑の現況・特徴

1. 都市特性	8
(1) 鎌倉市の概況	8
(2) 都市特性	9
(3) 緑から見た都市構造の変遷	10
2. 緑の現況・特徴	14
(1) 緑の現況	14
(2) 緑の特徴	20

第 2 章 めざすべき鎌倉市の緑

1. 計画の基本理念	23
2. めざすべき緑の考え方	24
(1) 緑の機能	24
(2) めざすべき緑の考え方	27
3. 緑の配置とネットワーク	30
(1) 歴史文化を守る緑	30
(2) 生き物を育む緑	34
(3) 交流とふれあいを広げる緑	38
(4) 美しい景観をつくる緑	42
(5) 環境負荷を和らげる緑	46
(6) 安全を高める緑	50
4. 配置の方針	54
(1) 緑の将来都市像	54
(2) 緑の配置の方針	58

○表紙に用いた、ヤマザクラ（市の木）とリンドウ（市の花）について

（市の木・市の花は、緑化に対する市民意識を育て、郷土愛を培うことを目的として、昭和 50 年に制定したものです）

・市の木 ヤマザクラ（オオシマザクラを含む＝バラ科）

ヤマザクラは、春になると新葉とともに白い五弁の花を開き、昔から和歌などに多く詠まれ、日本人に愛されてきました。かつては鎌倉の山にもたくさんあり、薪・炭材として使われていました。今も山のあちこちに残っていて春になるとみごとな花が楽しめます。

・市の花 リンドウ（リンドウ科）

リンドウは、秋になるとひっそりと紫の花をつけます。やや乾いた山地や草地に生える多年草で、葉はササに似て対生します。リンドウの葉と花を図案化した「ササリンドウ」が鎌倉市の市章になっています。

第Ⅱ編 緑の基本計画実現の施策展開

資料編

第1章 計画実現をめざして

1. 計画実現をめざした施策展開	66
(1) グリーン・マネジメントの考え方	66
(2) 施策展開の構成	68
(3) 施策展開の考え方と方向	69
2. リーディング・プロジェクト	72
(1) 緑地の確保	72
(2) 緑の質の充実	74
(3) 緑のネットワークの形成	76

第2章 計画推進のための施策の策定

1. 施策方針と目標	78
(1) 保全すべき緑地の確保の方針	78
(2) 都市公園等の整備の方針	88
(3) 緑化の推進の方針	94
(4) 市民との連携の推進の方針	101
2. 施策方針のまとめ	105
(1) 施策の目標水準	105
(2) 施策方針のまとめ	106
(3) 実現のための施策方針図	108

第3章 特定地区の緑地の保全及び緑化の推進に関する事項

(1) 歴史的風土保存区域・同特別保存地区	110
(2) 近郊緑地保全区域・同特別保全地区	114
(3) 特別緑地保全地区	116
(4) 保全配慮地区	120
(5) 風致地区	122
(6) 緑化地域	123
(7) 緑化推進重点地区	124

第4章 地域別の方針

(1) 地域区分と方針の内容	127
(2) 地域別の緑の情報と方針	128

第5章 鎌倉市緑の基本計画の取り組みと成果

(1) 計画実現に向けた取り組み	138
(2) 主な取り組みと成果	140
(3) 緑地の確保等の主要施策の推進	147

1. 緑の現況に関する基礎資料	152
(1) 都市公園等施設緑地に関する資料	152
(2) 公園愛護会・街路樹愛護会一覧	159
(3) 歩行空間に関する資料	161
(4) 緑の資源	162
(5) 緑化推進重点地区に関する資料	165
(6) その他、緑地に関する資料	168
2. 緑の基本計画の策定に関する資料	170
(1) 鎌倉市緑の基本計画改訂の経過	170
(2) 鎌倉市緑の基本計画の経過概要	172
(3) 計画(平成8年4月)策定フロー	173
(4) 改訂(平成18年)の主な内容	174
3. 主な条例・要綱等	176
(1) 主な条例	176
(2) 要綱等	179
4. 鎌倉市緑政審議会に関する資料	181
(1) 緑政審議会規則	181
(2) 主な審議項目等	181
(3) 鎌倉市緑政審議会委員	184
5. 用語の説明	185



ヤブツバキ

■ 図表リスト

序章

図序.1	三浦半島公園圏構想の対象地域	3
図序.2	緑の基本計画の位置付け	5
図序.3	緑の基本計画の経過	5
表序.1	計画フレーム	6

第Ⅰ編 緑の基本計画がめざす鎌倉市の緑

第1章 鎌倉市の都市特性と緑の現況・特徴

図 I.1.1	鎌倉市の人口・世帯数の推移	8
図 I.1.2	交通体系とまちづくり	8
表 I.1.1	鎌倉市の土地利用状況	8
図 I.1.3	緑の面積の構成	14
図 I.1.4	緑の面積の推移	14
図 I.1.5	緑の現況図	14
図 I.1.6	鎌倉市の樹林地の推移	15
図 I.1.7	都市公園の整備面積の推移	16
図 I.1.8	市民1人あたりの都市公園整備量の推移	16
図 I.1.9	市民の緑に対する意識	19
表 I.1.2	活動団体数、主な緑化活動の内容	19
図 I.1.10	鎌倉市植生図	21

第2章 めざすべき鎌倉市の緑

図 I.2.1	緑と海的环境負荷調節機能	26
図 I.2.2	緑のネットワークの考え方	27
図 I.2.3	鎌倉市の歴史文化遺産の分布状況	31
図 I.2.4	歴史的風土保存の緑のネットワーク	33
図 I.2.5	ピオトープ地図の事例	34
図 I.2.6	鎌倉市の自然を代表する谷戸の生物と生息環境	36
図 I.2.7	生き物を育む緑のネットワーク	37
表 I.2.1	交流・自然とのふれあい活動の場の整備状況	38
表 I.2.2	主な観光地の来訪者数	38
図 I.2.8	レクリエーション資源を有する緑・オープンスペースの分布状況	39
図 I.2.9	交流とふれあいを広げる緑のネットワーク	41
図 I.2.10	鎌倉市の都市景観構造	43
図 I.2.11	鎌倉市の景観資源分布	43
図 I.2.12	美しい景観をつくる緑のネットワーク	45

図 I.2.13	地表面温度の分布状況	46
図 I.2.14	地下浸透能の原単位	47
図 I.2.15	首都圏で保全すべき自然環境と鎌倉市の緑の位置	47
図 I.2.16	都市環境負荷を和らげる緑のネットワーク	49
図 I.2.17	南関東地震での鎌倉市の震度ランク予想図	50
図 I.2.18	災害発生危険要素の分布や避難場所の指定の状況	51
図 I.2.19	安全性を高める緑のネットワーク	53
図 I.2.20	緑地の保全評価	54
表 I.2.3	緑地の機能別評価	55
表 I.2.4	緑地の保全評価	55
図 I.2.21	緑の将来都市像	57
図 I.2.22	緑地保全の計画	59
図 I.2.23	都市公園等整備の計画	61
図 I.2.24	緑化推進の計画	63

第Ⅱ編 緑の基本計画実現の施策展開

第1章 計画実現をめざして

図 II.1.1	緑地の確保に向けた施策の推進	73
図 II.1.2	緑の質の充実に向けた施策の推進	75
図 II.1.3	緑のネットワーク形成に向けた施策の推進	77

第2章 計画推進のための施策の策定

図 II.2.1	保全配慮地区のイメージ	83
図 II.2.2	鎌倉広町緑地全体計画平面図	91
図 II.2.3	立体都市公園のイメージ	93
図 II.2.4	開発事業と連携した緑地防災のイメージ	99
表 II.2.1	緑の確保目標水準	105
表 II.2.2	施設緑地の整備目標水準	105
表 II.2.3	地域制緑地等の指定目標	106
表 II.2.4	施設緑地の整備目標	107
図 II.2.5	実現のための施策方針図	108

第3章 特定地区の緑地の保全及び緑化の推進に関する事項

表Ⅱ. 3. 1	歴史的風土保存区域・同特別保存地区の指定状況	110
表Ⅱ. 3. 2	歴史的風土保存区域・同特別保存地区の指定経過	110
表Ⅱ. 3. 3	歴史的風土特別保存地区指定の方針	112
表Ⅱ. 3. 4	歴史的風土保存区域内の緑地の保全の方針	112
図Ⅱ. 3. 1	歴史的風土保存区域・同特別保存地区	113
表Ⅱ. 3. 5	近郊緑地保全区域・同特別保全地区の指定状況	114
表Ⅱ. 3. 6	近郊緑地保全区域・同特別保全地区の指定の方針と面積	115
表Ⅱ. 3. 7	特別緑地保全地区の指定状況等	116
図Ⅱ. 3. 2	特別緑地保全地区・同候補地	118
表Ⅱ. 3. 8	特別緑地保全地区指定候補地の保全の方針	119
表Ⅱ. 3. 9	保全配慮地区の位置と計画面積	120
図Ⅱ. 3. 3	保全配慮地区の位置	121
図Ⅱ. 3. 4	風致地区指定概略図	122
図Ⅱ. 3. 5	緑化地域の位置	123
表Ⅱ. 3. 10	緑化地域の緑化の推進に関する事項	123
表Ⅱ. 3. 11	緑化推進重点地区の名称と面積	124
図Ⅱ. 3. 6	鎌倉駅周辺緑化推進重点地区	124
図Ⅱ. 3. 7	深沢地域国鉄跡地周辺緑化推進重点地区	125
図Ⅱ. 3. 8	大船駅周辺緑化推進重点地区	126

第4章 地域別の方針

図Ⅱ. 4. 1	地域別の方針の地域区分	127
図Ⅱ. 4. 2	鎌倉地域の緑の情報（現況）	128
図Ⅱ. 4. 3	鎌倉地域の緑の方針	129
図Ⅱ. 4. 4	腰越地域の緑の情報（現況）	130
図Ⅱ. 4. 5	腰越地域の緑の方針	131
図Ⅱ. 4. 6	深沢地域の緑の情報（現況）	132
図Ⅱ. 4. 7	深沢地域の緑の方針	133
図Ⅱ. 4. 8	大船地域の緑の情報（現況）	134
図Ⅱ. 4. 9	大船地域の緑の方針	135
図Ⅱ. 4. 10	玉縄地域の緑の情報（現況）	136
図Ⅱ. 4. 11	玉縄地域の緑の方針	137

第5章 鎌倉市緑の基本計画の取り組みと成果

図Ⅱ. 5. 1	歴史的風土保存区域及び特別保存地区の指定拡大	142
図Ⅱ. 5. 2	自然環境調査（天神山地区）	144
図Ⅱ. 5. 3	緑地保全推進地区指定地	146
図Ⅱ. 5. 4	鎌倉広町緑地のビオトープ・タイブ研究の事例	148
図Ⅱ. 5. 5	六国見山森林公園基本計画イメージ図	150

資料編

図資. 1	都市公園等施設緑地位置図	158
図資. 2	歩行空間位置図	161
図資. 3	緑の資源の位置図	164
図資. 4	古都中心市街地まちづくり構想（抜粋）	165
図資. 5	深沢地域の新しいまちづくり基本計画（抜粋）	166
図資. 6	大船駅周辺地区都市づくり基本計画（案）（抜粋）	167
図資. 7	保存樹林等指定位置図	168
図資. 8	保安林及び急傾斜地崩壊危険区域指定位置図	169

※特に出典についての記述が無い写真は本市発行物からの引用または本市所蔵のものです。



ガクアジサイ

序章

- (1) 緑の基本計画の特徴
- (2) 緑の基本計画改訂の趣旨
- (3) 緑の基本計画の位置付けと経過
- (4) 計画フレーム
- (5) 計画期間



スイカズラ

序章

(1) 緑の基本計画の特徴

○「緑の基本計画」とは、平成6年6月の都市緑地保全法（都市緑地法^{※1}）の改正において導入された、市町村が中長期的な観点に立って策定する、都市の緑の適正な保全及び緑化に関する基本計画です。

■緑の基本計画の特色

- ・法律（都市緑地法）に基づいて策定する計画制度です。
- ・住民に最も身近な地方公共団体である、市町村が策定する計画です。
- ・市町村の緑とオープンスペースに関する総合的な計画です。
- ・鎌倉市全域を対象とする計画であり、公共施設だけでなく民有地も計画対象となります。
- ・法律に基づく措置から緑に関する普及啓発等のソフト施策に至る、幅広い内容が含まれます。
- ・市民等と行政が一体となって計画の実現に取り組んでいけるよう、法律で計画内容の公表が義務付けられています。

(2) 緑の基本計画改訂の趣旨

1) 鎌倉市緑の基本計画の策定

○鎌倉市では、「緑のマスタープラン」を昭和58年に策定（原案は市、策定主体は県）し、その後改訂を加えて「都市緑化推進計画」を策定（策定主体は市）し、様々な施策展開を図ってきましたが、さらに施策を充実させ、市が市民の関心に的確に応えていくために、平成6年6月の都市緑地保全法（現都市緑地法）の改正にあわせて、平成7年度に1年間かけて学識経験者、農業従事者、公募された市民を委員とする策定委員会を設置して、平成8年4月に全国に先駆けて「鎌倉市緑の基本計画」を策定しました。

○平成13年6月に、施策の進展等に伴う変更部分を見直した一部改訂版として「鎌倉市緑の基本計画 - 緑の施策の展開と実績」を策定し、策定後の施策展開とそれに伴う計画内容の変更、及び次の5年に向けての課題整理を行いました。また、全面的な見直しはさらに5年後以降のしかるべき時期としました。

○このたび、こうした経過の上に、「鎌倉市緑の基本計画」を見直し、改訂を行ったものです。

2) 鎌倉市緑の基本計画の評価

○鎌倉市は、平成8年に策定した緑の基本計画に基づき、三大緑地の保全をはじめ、緑の保全・整備・創造・啓発に係る多くの施策展開を進め、大きな成果をあげてきました。

○平成14年には、計画の策定プロセスや計画内容だけでなく、計画実現のためのフォローアップの取り組みも堅実に進められていることが注目され、(社)日本公園緑地協会に設置された緑の基本計画評価システム検討委員会から、全国2位の優良事例として評価されています。また、計画に基づく施策の取り組みを進めた内容が評価され、平成15年に(財)都市緑化基金の主催による第23回「緑の都市賞」の「緑の都市づくり部門」で「国土交通大臣賞」を受賞しています。

^{※1} 都市緑地保全法は、平成16年6月に法律名称が「都市緑地法」に改正されました。

2) 国・県の動向

○国においては、近年の都市の諸課題に対応していくためには、都市の緑とオープンスペースに関する総合的な施策運営が必要であるという考え方のもとに、平成16年6月に都市緑地法の改正を含む景観緑三法^{※1}を公布し、緑地の保全・都市公園の整備・緑化の推進や景観形成に係る新たな制度を設けました。

○国土交通省は、関係省庁及び都県市からなる協議会を設置して、平成16年3月に「首都圏の都市環境インフラ^{※2}のグランドデザイン^{※3}」をまとめました。この中で鎌倉市の緑は、首都圏で「保全すべき自然環境」にあげられている「三浦半島ゾーン」と「多摩丘陵ゾーン」の緑をつなぐ結節点の役割を果たしており、広域的にも重要な場所に位置しています。

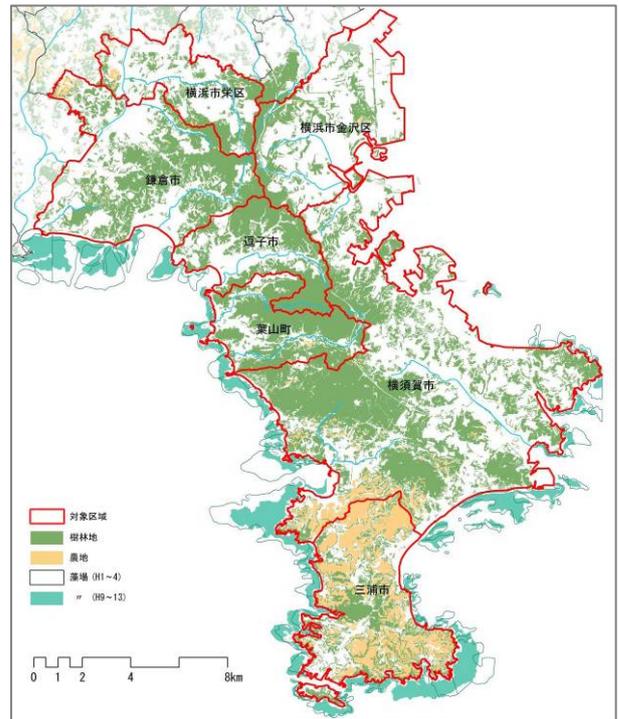
○今回の都市緑地法の改正では、緑の基本計画に「地方公共団体の設置に係る都市公園の整備の方針」を定めることが追加されるなど、計画内容の充実が図られました。これにより、「緑の基本計画」は、緑地の保全・緑化の推進及び都市公園の整備を総合的に推進するための基本計画として位置付けられることになりました。

○「緑の基本計画」は、これまで、「環境基本計画との調和が保たれたものであること」、「都市計画マスタープランや首都圏の近郊緑地保全計画に適合していること」が求められてきましたが、今回の法改正では、新たに「景観法による景観計画との調和が保たれたものであること」が追加されました。

○神奈川県は、平成18年3月に、みどりの量的及び質的な確保をめざして、都市から里山、山林まで、全県的にみどり施策の推進を図るため「神奈川みどり計画」を策定しました。

○また、同じく平成18年3月に、三浦半島公園圏構想^{※4}を策定しました。この構想の総合ビジョンは「三浦半島らしいみどりと海と地域づくり」であり、鎌倉市域はその対象地域として位置付けられています。

■図序.1 三浦半島公園圏構想の対象地域



構想では、半島全体を魅力ある公園のような空間（公園圏）としていくことをめざしています。（構想から引用）

^{※1}「景観緑三法」とは「景観法」、「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」及び「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」をいいます。これらの法律は平成16年12月17日に一部施行、平成17年6月に全部施行されました。

^{※2}「都市環境インフラ」とは、広域的な観点から大都市の持続可能な生態系の維持・回復、人と自然とのふれあいの場の提供やヒートアイランド現象緩和などによる生活の質（クオリティ・オブ・ライフ）向上のための都市環境の改善に資する自然的、人工的な都市の基盤のことをいいます。

^{※3}「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」は、長期的にめざすべき首都圏の自然環境の保全・再生・創出の考え方、方策、取り組みの方向を示したもので、行政及び関係する各種団体などが共有する目標像として、自然環境の総点検等に関する協議会により、平成16年3月にまとめられたものです。

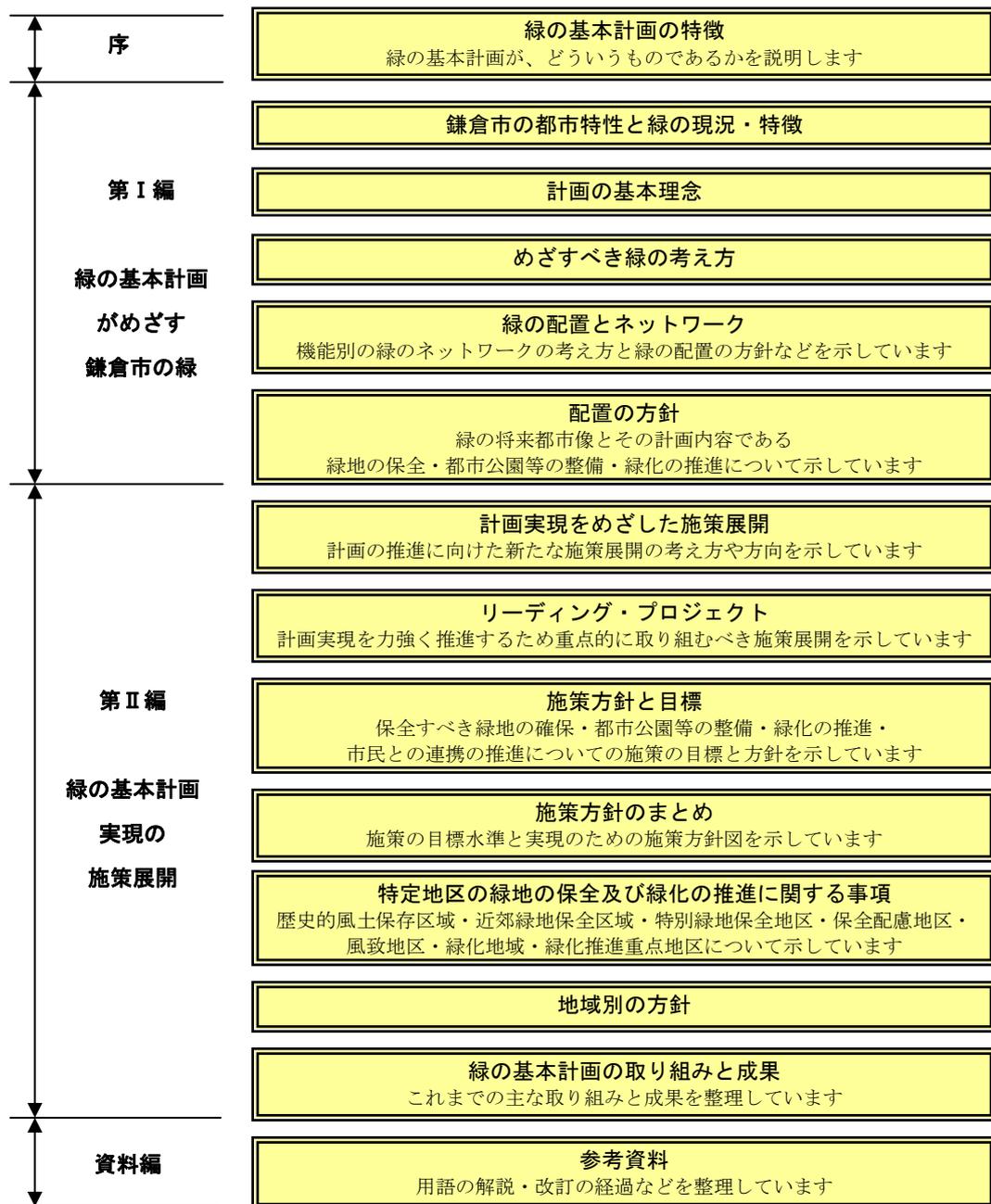
^{※4}「三浦半島公園圏構想」は、神奈川県が策定した構想で、美しい自然に囲まれた三浦半島全体を公園のような地域として捉え、「三浦半島のみどりの持続的な維持・継承」、「三浦半島の活発化、地域住民の快適な生活」を実現していくことを目的としています。（平成18年3月策定）

3) 改訂の趣旨

○鎌倉市は、平成8年4月の緑の基本計画策定後、計画の実現に向けて緑の保全・整備・創造・啓発に係る多くの施策を進めてきました。

○今回、定期的な改訂の時期を迎え、これまでの成果・実績の整理、解析を基に施策展開の状況や景観法の制定・都市緑地法の改正などを勘案し、現行の基本的方針を継承する中で計画を見直し、計画実現に向けた施策展開の内容に重点を置いて改訂したものです。

4) 緑の基本計画の構成

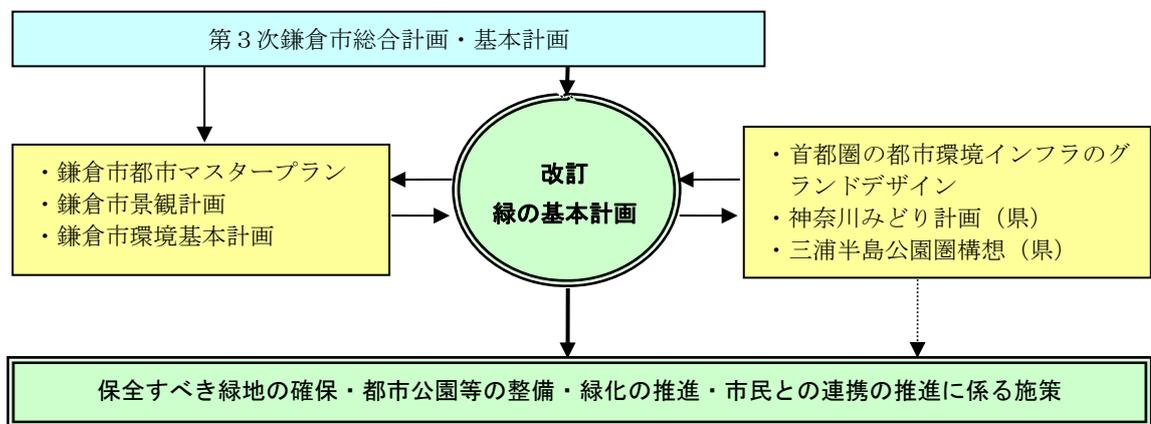


(3) 緑の基本計画の位置付けと経過

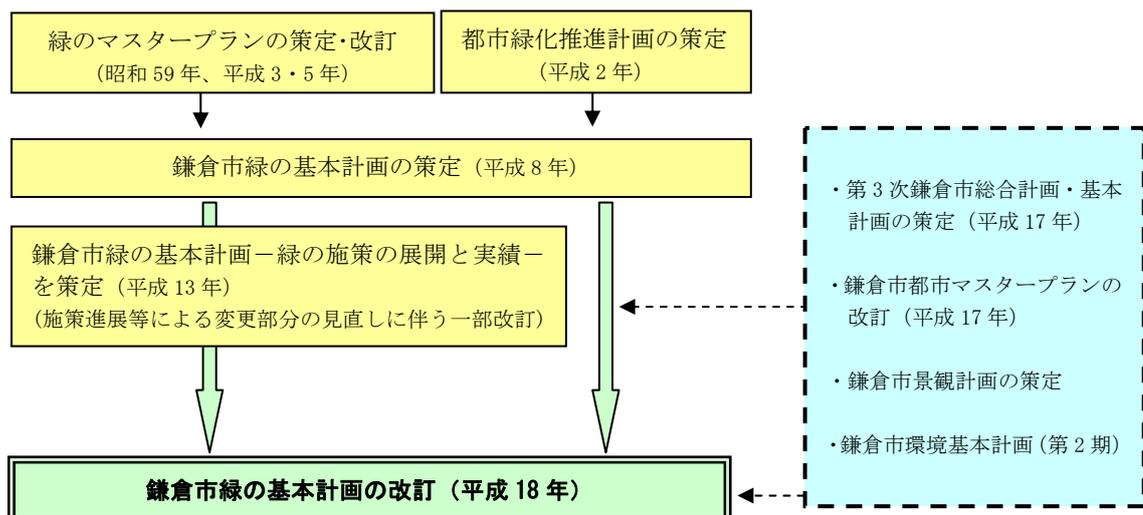
○緑の基本計画は、市民と行政が一体となって取り組む緑のまちづくりの共通目標・指針となるもので、上位・関連計画や緑化施策との関係は次のとおりです。

- ・市の総合計画に示されるまちづくりの目標を実現するための、緑部門の基本計画です。
- ・都市マスタープラン^{※1}・環境基本計画・景観計画等^{※2}などと連携しつつ、緑豊かなまちづくりを実現していくための計画です。
- ・首都圏レベルや県レベルの広域緑地計画を支える、都市レベルの緑地計画です。
- ・今後展開される緑の施策・事業の指針となる計画です。

■図序.2 緑の基本計画の位置付け



■図序.3 緑の基本計画の経過



※1 都市計画法に基づく都市計画・まちづくり分野の総合的なマスタープランとして、市町村の都市計画に関する基本方針を定めた計画です。鎌倉市は、平成10年に策定し、平成17年度に「増補版」を策定しました。

※2 「鎌倉市景観計画」は策定中です。

(4) 計画フレーム

○計画の期間内では、鎌倉市の特性やまちづくりの動向から、全市的には土地利用を維持保全していくことが適切と考えられ、将来市街化区域の規模を、現在と同程度と想定します。

○計画の基礎条件となる計画対象区域と鎌倉市の将来人口^{※1}及び市街化区域^{※2}の規模を、次のように設定します。

■表序.1 計画フレーム

計画対象区域	計画対象区域内市町村名
鎌倉都市計画区域	鎌倉市の全域 (約 3,953 ha)

年次	現況(平成 17 年)	中間年次(平成 27 年)	目標年次(平成 37 年)
人口規模	約 17.0 万人	約 15.7 万人	約 13.9 万人
市街化区域規模	約 2,569 ha	約 2,572 ha	約 2,572 ha
市域面積	約 3,953 ha	約 3,953 ha	約 3,953 ha

(5) 計画期間

1) 計画期間

○計画期間を 20 年間、目標年次を平成 37 年とします。

2) 計画の見直し

○今後の計画の見直しは、計画内容の進捗状況や社会動向などを勘案し、おおむね 5 年を目安として計画の見直しを検討し、必要に応じた改訂を行います。



■鎌倉広町緑地

広町地区は、周辺部が宅地化する中で、谷戸の自然環境を残した、鎌倉市西部を代表する緑地です。

緑の基本計画に基づく施策の取り組みにより、永年の主要課題であった広町地区をはじめ三大緑地の保全に道筋をつけることができました。

・上の写真

上から三浦半島、由比ヶ浜の海、稲村ヶ崎周辺の緑地、七里ガ浜周辺の住宅地、中央部に鎌倉広町緑地、腰越の住宅地『私たちの鎌倉 鎌倉市教育委員会』

・下の写真

鎌倉広町緑地内

^{※1}「将来人口」は、「鎌倉市の人口および世帯数の将来推計」(平成 17 年 2 月)に基づくものです。

^{※2}「市街化区域」は、都市計画法に基づく都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域であり、平成 13 年の「鎌倉市都市計画区域の整備、開発、保全の方針」に示す想定市街化区域面積(平成 22 年、おおむね 2,752ha)と整合しています。なお、今後、緑の基本計画に基づく施策の進展により、歴史的風土特別保存地区の指定に伴う市街化区域から市街化調整区域への変更の可能性があります。